法令資料

資料1

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律

昭和56・6・9・法律68号

改正平成11·5·28·法律56号

改正平成16·4·16·法律32号

改正平成19・5・25・法律58号 (施行=平20年10月1日)

(目的)

第1条 この法律は、公衆浴場が住民の日常生活において欠くことのできない施設であるとともに、住民の健康の増進等に関し重要な役割を担つているにもかかわらず著しく減少しつつある状況にかんがみ、公衆浴場についての特別措置を講ずるように努めることにより、住民のその利用の機会の確保を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。《改正》平16法032

(定義)

第2条 この法律で「公衆浴場」とは、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第1項に規定する公衆浴場であつて、物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条の規定に基づき入浴料金が定められるものをいう。

(国及び地方公共団体の任務)

第3条 国及び地方公共団体は、公衆浴場の経営の安定を図る等必要な措置を講ずることにより、 住民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めなければならない。

(活用についての配慮等)

第4条 国及び地方公共団体は、公衆浴場が住民の健康の増進等に関し重要な役割を担つていることにかんがみ、住民の健康の増進、住民相互の交流の促進等の住民の福祉の向上のため、公衆浴場の活用について適切な配慮をするよう努めなければならない。

《追加》平16法032

2 公衆浴場を経営する者は、前項の公衆浴場の活用に係る国及び地方公共団体の施策に協力する よう努めなければならない。

《追加》平16法032

(貸付けについての配慮)

第5条 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、その業務を行うに当たつて、公 衆浴場を経営する者に対し、その公衆浴場の施設又は設備の設置又は整備に要する資金を貸し付け る場合には、通常の条件よりも有利な条件で貸し付けるように努めるものとする。

《改正》平11法056

《改正》平19法058

2 前項の通常の条件よりも有利な条件を定めるに当たつては、この法律の施行の際現に定められている条件及びその後の通常の条件の推移等を勘案して、有利なものになるように配慮するものとする。

(助成等についての配慮)

第6条 国又は地方公共団体は、公衆浴場について、その確保を図るため必要と認める場合には、 所要の助成その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

健発第416002号 平成16年4月16日

都道府県知事

各 政令市市長 殿 特別区区長

厚生労働省健康局長

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の一部を 改正する法律の施行について(施行通知)

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律が、衆議院厚生労働委員長から議員提案され、平成16年4月16日法律第32号として公布され、同日より施行された。その改正の趣旨及び概要については下記のとおりであるので、その内容を十分御了知の上、関係機関等への周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨

公衆浴場が住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っていることにかんがみ、国及び地方公共団体は、住民の健康の増進等の住民の福祉の向上のため、公衆浴場の活用について適切な配慮をするよう努めるとともに、公衆浴場を経営する者は当該公衆浴場の活用に係る国及び地方公共団体の施策に協力するよう努める必要がある。このため、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律(昭和56年法律第68号)における公衆浴場の位置づけ等を明確にしようとするものである。

第2 改正の目的

1 目的に関する事項

公衆浴場が住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っていることを明確にするとともに、 目的に住民の福祉の向上を加えることとされた。(第1条関係)

- 2 公衆浴場の活用についての配慮等
 - (1) 国及び地方公共団体は、住民の健康の増進、住民相互の交流の促進等の住民の福祉の向上のため、公衆浴場の活用について適切な配慮をするよう努めなければならないこととされた。 (第4条第1項関係)
 - (2) 公衆浴場を経営する者は、(1)の公衆浴場の活用に係る国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならないこととされた。(第4条第2項関係)

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行することとされた。(附則関係)

都道府県生活衛生営業指導センター 一覧

平成21年3月

				平成21年3月
	名称	郵便番	号│ 所在地	電話番号
1	(財)北海道生活衛生営業指導セ	ンター 060-00	2 札幌市中央区大通西16丁目2番地 北海道浴場	会館1階 011-615-2112
2	(財)青森県生活衛生営業指導セ	ンター 030-08	2 青森市堤町2丁目16番11号 理容会館1階	017-722-7002
3	(財)岩手県生活衛生営業指導セ	ンター 020-08	图 盛岡市志家町3番13号 岩手県美容会館	019-624-6642
4	(財)宮城県生活衛生営業指導セ	ンター 980-00	1 仙台市青葉区上杉5丁目1-12 後藤コーポ]	107号 022-343-8763
5	(財)秋田県生活衛生営業指導セ	ンター 010-08	7 秋田市千秋矢留町1-19	018-835-0020
6	(財)山形県生活衛生営業指導セ	ンター 990-00	2 山形市小姓町4-17 山形県生活衛生会館内	023-623-4323
7	(財)福島県生活衛生営業指導セ	ンター 960-80	3 福島市三河南町1-20 コラッセふくしま7	階 024-525-4085
8	(財)茨城県生活衛生営業指導セ	ンター 310-00	1 水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎	029-225-6603
9	(財)栃木県生活衛生営業指導セ	ンター 320-00	7 宇都宮市塙田1-3-5 砂川ビル内	028-625-2660
10	(財)群馬県生活衛生営業指導セ	ンター 371-00	5 前橋市紅雲町一丁目7-12 県住宅供給公社	ビル4階 027-224-1809
11	(財)埼玉県生活衛生営業指導セ	ンター 330-00	3 さいたま市浦和区高砂4-4-17 食環センタ	- 2階 048-863-1873
12	(財)千葉県生活衛生営業指導セ	ンター 260-08	4 千葉市中央区長洲1-15-7 千葉県森林会館	内 043-307-8272
13	(財)東京都生活衛生営業指導セ	ンター 150-00	2 渋谷区広尾5-7-1 東京都広尾庁舎内	03-3445-8751
14	(財)神奈川県生活衛生営業指導セ	ンター 231-00	5 横浜市中区本町3-24-2 ニュー本町ビル内	045-212-1102
15	(財)新潟県生活衛生営業指導セ	ンター 950-09	新潟市中央区新光町7番地2新潟県商工会	会館4階 025-283-5900
16	(財)富山県生活衛生営業指導セ	ンター 930-08	富山市赤江町1番7号	076-442-0285
17	(財)石川県生活衛生営業指導セ	ンター 920-09	3 金沢市出羽町2-1 石川県庁出羽町分室3F	076-262-7776
18	(財)福井県生活衛生営業指導セ	ンター 910-00	5 福井市大手2-9-10 電気ビル3F	0776-25-2064
19	(財)山梨県生活衛生営業指導セ	ンター 400-08	8 甲府市南口町4-8 山梨県理容会館2階	055-232-1071
20	(財)長野県生活衛生営業指導セ	ンター 380-08	2 長野市大字南長野妻科426-1 長野県建築士会会	館3F301 026-235-3612
21	(財)岐阜県生活衛生営業指導セ	ンター 500-83	4 岐阜市藪田南5丁目14-12 岐阜県シンクタンク	プラティア ウェア ウェア ウェア ウェア ウェア ウェア ウェア ウェア ウェア ウェ
22	(財)静岡県生活衛生営業指導セ	ンター 420-00	4 静岡市葵区常磐町3-3-9 静岡生衛会館1F	054-272-7396
23	(財)愛知県生活衛生営業指導セ	ンター 461-00	1 名古屋市東区白壁一丁目50番地 愛知県白壁	庁舎4階 052-953-7443
24	(財)三重県生活衛生営業指導セ	ンター 514-00	6 津市広明町345-5 三浴ビル3階	059-225-4181
25	(財)滋賀県生活衛生営業指導セ		5 大津市打出浜13-22 滋賀県生活衛生会館	内 077-524-2311
26	(財)京都府生活衛生営業指導セ	ンター 606-82	1 京都市左京区田中西樋ノ口町90	075-722-2051
27	(財)大阪府生活衛生営業指導セ	ンター 540-00	2 大阪市中央区谷町1-3-1 双馬ビル4F	06-6943-5603
28	(財)兵庫県生活衛生営業指導セ	ンター 650-00	4 神戸市中央区中山手通7丁目28番33号 兵庫県立産	業会館2F 078-361-8097
29	(財)奈良県生活衛生営業指導セ			0742-33-3140
30	(財)和歌山県生活衛生営業指導セ	ンター 640-80		073-431-0657
31	(財)鳥取県生活衛生営業指導セ	ンター 680-08		
32	(財)島根県生活衛生営業指導セ	ンター 690-08	2 松江市大輪町420-1 島根県大輪町団体ビ	ル2F 0852-26-0651
33	(財)岡山県生活衛生営業指導セ			
34	(財)広島県生活衛生営業指導セ			082-532-1200
35				083-928-7512
36	,			
37	(財)香川県生活衛生営業指導セ			087-862-3334
38				
39	(財)高知県生活衛生営業指導セ			088-872-4124
40	(財)福岡県生活衛生営業指導セ	ンター 812-00	4 福岡市博多区千代1-2-4 福岡生活衛生食品:	会館3階 092-651-5115
41	(財)佐賀県生活衛生営業指導セ	ンター 840-08		0952-25-1432
42	(財)長崎県生活衛生営業指導セ			
43				096-362-3061
44	(財)大分県生活衛生営業指導セ			097-537-4858
45	(財)宮崎県生活衛生営業指導セ			0985-25-1466
46				099-222-8332
47	(財)沖縄県生活衛生営業指導セ			
48	(財)全国生活衛生営業指導セン	ター 105-00	4 港区新橋6-8-2 全国生衛会館2階	03-5777-0341

地域で継続!!

健康でいは銭湯で

健康入浴推進事業事例集

平成21年3月発行

編集・発行/財団法人全国生活衛生営業指導センター 〒105-0004 東京都港区新橋6-8-2 全国生衛会館2階